

平成27年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会

議 事 録

日時：平成27年6月18日（木） 14：00～15：30

場所：長崎市男女共同参画推進センター

アマランス研修室1、2

事務局	<p>定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、会の進行を務めさせていただきます、長崎市介護保険課の松尾と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず始めに、長崎市介護保険課長の山下がご挨拶申し上げます。</p>
介護保険課長	<p>皆さん、こんにちは。介護保険課長の山下でございます。</p> <p>委員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。本日は、平成27年度第1回目の長崎地域福祉有償運送運営協議会の開催となります。</p> <p>今回の協議会では次第にございますように、「一般社団法人長崎福祉サテライト」さんの登録申請、及び「特定非営利活動法人ほほえみながさき」さんの代表者変更に伴う協議会への報告となっております。「一般社団法人長崎福祉サテライト」さんの登録申請につきましては、前回の1月27日の協議会での、委員の皆様からのご意見を踏まえまして、再度ご協議をお願いするものでございます。</p> <p>どうぞ皆様から忌憚なきご意見をいただきますようお願いいたします。簡単ではございますけれども挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、協議会の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日の協議会については、委員20名の内、17名が出席されており、長崎地域福祉有償運送運営協議会設置要綱第7条第2項に規定する過半数に達しておりますので、本日の協議会は成立しますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、このたび、異動等により委員の変更がっておりますので、ご紹介させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●九州運輸局長崎運輸支局 首席運輸企画専門官 富原（とみはら）委員 です。 ●長崎県交通局 営業部長 小川（こがわ）委員 です。 ●特定非営利活動法人ほほえみながさき 理事長 梅林 委員です。 ●時津町 福祉部長 請田（うけだ）委員 です。 ●長与町 生活福祉部長 松浦 委員 ですが、本日は欠席となっております。 ●長崎市 建設局都市計画部長 吉田 委員ですが、本日欠席ですが、本日は代理として都市計画課公共交通係長の高島（たかしま）様にご

事務局	<p>出席いただいておりますので、ご報告いたします。 新しい委員の紹介は以上です。</p> <p>また、本日は海田（かいだ）委員につきましては、本日欠席となっております。</p> <p>次に会議及び会議録の公開についてお諮りします。この運営協議会は傍聴の申し出があった場合は傍聴を認めており、本日は3名の方が傍聴されております。また、会議録につきましても、前回の運営協議会同様、委員名をアルファベットのA、B委員と記載し、ホームページで公開することとさせていただきたいと存じますが、同意いただけますでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 ご異議が無いようですので、これまでと同じく、公開とさせていただきます。</p> <p>次に本日の配付資料について確認をいたします。 お手元に5種類の資料を配付いたしております。A4の1枚ものが2枚ございますが、1枚目が本日の「次第」、次に「座席表」となっております。そして、冊子が3つございまして、「運営協議会資料」、「別冊資料①」及び「別冊資料②」となっております。お手元にあることをご確認ください。また、「運営協議会資料」につきましては、事前にお送りいたしましたものと同じものでございます。</p> <p>なお、別冊資料①と②につきましては、表紙にも記載いたしておりますが、協議会終了後に回収いたしますので、自席の机に置いたままご退席くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、早速、次第の「2議事」に移りたいと思いますが、会長の代わりに職務を代理する副会長につきましては、前副会長の原委員の異動により、新しく選任していただく必要があります。要綱第5条第4項の規定により、「会長の指名した者を充てる」こととなっておりますので、会長にご指名いただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>それでは引き続き、九州運輸局長崎運輸支局 首席運輸企画専門官である富原（とみはら）委員に副会長をお願いしたいと考えております。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは富原委員、よろしく願いいたします。恐れ入りますが副会長席へ移動をお願いいたします。</p> <p>(富原委員、副会長席へ移動)</p> <p>それではこれより、次第の「2議事」に移らせていただきます。 申請者の長崎福祉サテライトさんは申請者席の方に移動をお願いいたします。</p> <p>(申請者、席の移動)</p> <p>ここからの進行につきましては、杉山会長をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆様、改めましてこんにちは。本日は雨が降っておりますけれども、お足元の悪い中、多くの方に集まっておいただきまして感謝いたします。</p> <p>早速、議事に入りたい訳ですけれども、どうか皆様方のご忌憚りの無いご意見をいただきますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第の「2議事」、「(1)協議事項」の「ア自家用有償旅客運送の登録について」ご協議いただきます。</p> <p>一般社団法人 長崎福祉サテライトさんの登録申請について前回に引き続き協議がなされますので、長崎福祉サテライトのご担当の方は、説明を求められた際に、随時、説明を行っていただきます。また、合意するか否かの協議の時間帯は、退室をお願いいたします。</p> <p>それでは、具体的な協議に入ります前に、まず、この協議会において皆様にご協議いただく内容、そして、前回の協議会の内容について確認したいと思います。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、お手元の「平成27年度第1回長崎地域福祉有償運送運営協議会資料」の1ページをご覧ください。</p> <p>まず、自家用有償運送旅客運送の概要についてご説明いたします。</p> <p>自動車を使用して有償で他人を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、原則として、バス、タクシー事業の許可が必要とされています。</p> <p>しかしながら、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保されていない場合においては、公共の福祉を確保する観点から、NPO法人等によるボランティア有償運送を認める、自家用有償旅客運送の登録制度が平成18年に創設されました。</p> <p>登録については、運輸支局等に登録申請し、登録（登録証の交付）を受</p>

事務局

ける必要がありますが、登録の要件といたしまして、地方公共団体、地方運輸支局、輸送に係る地域のボランティア団体、バス・タクシー事業者などで構成される「運営協議会」において、事前に、自家用有償旅客運送の必要性、対価等について合意を得る必要がございます。

したがいまして、本日、前回に引き続きご協議いただきます長崎福祉サテライトさん登録申請につきましては、まだ、運輸支局に登録申請する前の段階でございまして、この運営協議会において申請者から提出された資料に基づいてご協議いただき、委員の皆様、合意するか否かをご判断いただくこととなります。

合意された場合は、運営協議会より「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」が交付され、その合意を証する書類を添えて、長崎運輸支局に登録申請するということとなります。

そして、委員の皆様にご協議いただく具体的な内容については、資料の2ページをご覧ください。国土交通省自動車交通局長通知のガイドラインを一部抜粋した資料となります。

「3. 協議を行うに当たっての具体的な指針」の「(1) NPO 等による自家用有償旅客運送の必要性」がある場合とは、バスやタクシー等の公共交通機関のみでは、要介護者や、身体障害者などの移動制約者に対する十分な輸送サービスの確保が困難と認められる場合のことですが、長崎地域の実情に応じてご協議、ご判断をしていただく必要がございます。

「(2) 運送の区域」ですが、運営協議会で協議が調った市町村を単位とするものとされております。

3ページをご覧ください。「(3) 旅客から収受する対価」ですが、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることが求められております。具体的には、運送の対価は、当該地域内におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2範囲内であること。また、運送の対価以外の対価については、実費の範囲内であること等となっております。申請者が設定された対価の妥当性についてご協議願います。

「(4) 運送しようとする旅客の範囲」の、①福祉有償運送の場合のイ)のところですが、運送しようとする旅客が、他人の介助によらず移動することが困難である身体障害者・要介護者・要支援者・その他肢体不自由等の旅客であって、運送しようとする団体の旅客の名簿に記載されている者となっております。また、「道路運送法施行規則第49条第3号ハ及びニに規定する者」とありますが、ハは「要支援者」、ニは「その他肢体不自由等」の事です。「ハ要支援者」及び「ニその他肢体不自由等」が旅客の場合は、運営協議会において、福祉有償運送の対象とするかどうかの妥当性をご判断いただくこととなっております。

「(5) その他必要と認められる措置」ですが、道路運送法施行規則上の規定や要件を記載しております。

4ページをご覧ください。(参考)道路運送法施行規則に定める要件の「②運転者に求められる要件」についてですが、福祉自動車であれば、第一種

事務局

免許を受けている者でも、国土交通大臣が認定する講習を修了していれば運転者として認められますが、福祉自動車以外の、セダン型自動車の場合は、さらに介護福祉士の資格や国土交通大臣が認定するセダン型講習を修了していることなどが必要となっております。

次に、前回の協議会での協議内容についてご説明いたします。

資料の5ページをご覧ください。一般社団法人長崎福祉サテライトさんより、登録申請の理由のとおり、琴海区域を運送の区域、旅客の対象とする登録申請がっております。前回の協議会において、長崎福祉サテライトさんの登録申請につきましては、合意には至りませんでした。

理由としましては、左側の、「前回の協議会における指摘事項」ですが、4点ございました。

まず1点目、申請者が配置する自動車の種類にセダン型自動車があるが、運転者に求められる要件を備えていない。2種免許を取得した運転者を追加するか、セダン型講習等の講習を受ける等、整理していただきたい、ということです。

2点目、「旅客の範囲」の「ハ：要支援者」及び「ニ：その他肢体不自由等」については、協議会において運送の対象とすることの妥当性を確認することとなっている。特に「ニ」については、本協議会としては慎重に議論したいと考えている。申請者としては、「要介護度・等級無し」の旅客が「ニ」に該当すると判断されているようだが、申請者から提出された「身体等状況票」の記載内容では、旅客の具体的な身体的状況がわからない。福祉有償運送が本当に必要であるという身体的状況をもっと具体的かつ明確に示していただきたい、ということです。

3点目、福祉有償運送の「利用目的」について、国のガイドライン等に具体的な規定はないものの、何でも良いという訳ではない。「利用目的」が「気分転換のための外出」や「趣味の外出」では、福祉有償運送を使って運行するにふさわしい「利用目的」なのかがわからない。気分転換をすることによって、今の状況が改善される等、福祉の点から委員の皆様が合意しやすいような書き方にしていきたい、ということです。

最後に4点目、福祉タクシーの状況について、琴海地域の福祉タクシーの需要の状況がわからない。福祉タクシーの台数が不足している等の情報、資料を提出していただきたい、ということです。

以上の内容を充実、及び整理していただき、次回の運営協議会で再度協議することになっておりました。

右側の、「変更内容等」については、申請者の長崎福祉サテライトさんからご説明していただきたいと思います。

説明は、以上でございます。

<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは、長崎福祉サテライトさんより、前回の協議会における委員の皆様方からのご指摘事項に対し、検討された内容、整理された内容、あるいは、新たに作成された資料の内容について、ご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>長崎福祉サテライトさん、よろしく申し上げます。</p>
<p>申請者</p>	<p>長崎福祉サテライトの北と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず、指摘事項の1に関するところですが、セダン型自動車については、運転者の要件が不足しており、申請よりセダン型車両を1台外しており、福祉自動車1台の申請としております。</p> <p>指摘事項の2に関するところですが、要支援・要介護がついていない方ですが、一旦、会員から外させていただき、利用の場合は介護認定を受けていただくよう説明を行いました。その後、要介護1の認定結果が出ましたので、再度会員に登録を行いました。</p> <p>続いて、3の「利用目的」についてですが、気分転換のための外出と記載していた会員についてが、日常的に自宅に閉じこもることが多くなると廃用症候群、安静が続くことによる心身の衰えのことですけれども、廃用症候群になりやすく、進行すると現状の生活を続けていくことが困難になる恐れがあります。ですので、福祉有償運送を使いまして、公園や買い物等に外出して、身体機能や認知機能へ普段とは違う刺激を与え、能力の維持向上を図るということで、福祉の目的につながると考えております。ちなみに、身体等状況票のところですが、別冊資料の①の33ページになります。5番のところですが、左側の「気分転換の為の外出」は「生活意欲向上に向けた外出」としております。もう一人の方ですが、34ページの8番のところ、「気分転換の為公園等へ外出」は「外出による機能訓練」としております。</p> <p>最後に4番目の福祉タクシーの状況について、資料の6ページですが、琴海地区より福祉有償の送迎を依頼した場合、長崎市街地方面への移送は可能であるが、琴海地区内の移送は難しいという事業所が多く、また、午前中の移送も定期的予約が入っている事業所が多く、中々予約が取れない状況で、中には1ヶ月以上待つ必要がある事業所もあり、琴海地区において、ご利用者のニーズに応えるには、事業所の数としても不足していると思われます。</p> <p>以上で、指摘事項の説明を終わります。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>今回、事務局の方でも作成した資料がありますので説明をお願いします。また、長崎福祉サテライトさんから提出された登録申請資料についても、変更がっていると申します。今回、初めてご出席いただいている委員の方もいらっしゃいますので、事務局から改めて説明をお願いいたします。</p>

事務局

それではご説明いたします。資料の7ページをご覧ください。

琴海地域における、福祉有償運送の需要に関する資料として、「福祉有償運送に係る長崎市の基礎数値」を事務局で作成しております。「1 要介護等認定者数等について」ですが、長崎市及び琴海区域の要支援・要介護認定者数を記載しております。琴海区域の要支援及び要介護認定者数は800人となっております。

「2 障害者数等について」の2-1-1 身体障害者手帳交付数ですが、琴海地区の1 級から6 級までの身体障害者手帳の総数については、この中に要支援又は要介護の認定を受けている方もいらっしゃると思いますが、総数745人となっております。

その他、療育手帳交付数、精神障害者保健福祉手帳交付数を記載しております。

今回、申請者の旅客の名簿に記載されている人数は10人ですが、今後増えていく可能性は十分にあると存じます。

次に8ページをご覧ください。琴海区域のデマンド交通とコミュニティバスに関する資料で、長崎市のホームページに掲載しているものを基に作成しております。デマンド交通は1日4便で、前日までに予約が必要となっております。参考までに平成24年度と平成25年度の利用実績を掲載しております。琴海尾戸線のコミュニティバスについては、一日8便となっており、琴海戸根町から尾戸町まで運行しております。

9ページをご覧ください。デマンド交通の運行区域図を掲載しております。ほぼ海岸線沿いに国道206号線が縦断しており、コミュニティバスの他、長崎バスも運行しておりますが、山間や、琴海大平町、琴海尾戸町に住んでいる方は、国道まで遠いという地理的状況となっております。

また、色別で記載してありますように、6つの運行区域に分かれており、それぞれの運行区域内であれば、デマンド交通を利用しての移動は可能ですが、四角で囲んである「共通エリア」とある区域以外は、運行区域の境界を越えての移動はできないこととなっております。例えば、長浦町に住んでいる旅客が琴海形上（かたがみ）町にあるニュー琴海病院に行きたい場合は、運行の区域を越えることになるので、デマンド交通は利用できないということになります。この点について、前回の協議会において、申請者より、デマンド交通の限界についての指摘がっており、福祉有償運送の必要性の訴えがっております。

続きまして、申請者から提出された登録申請資料についてご説明いたします。

まず、協議会資料の10ページからご覧ください。登録申請に関する資料につきましては、別冊資料①となっておりますが、主要な登録申請内容等につきまして、他の3事業所と併せてまとめておりますのでご参照ください。

それでは、別冊資料①をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきま

すと、提出資料の一覧表を付けております。全部で38ページの資料となっております。色塗りの箇所が前回から変更がされている資料になります。

1ページをご覧ください。協議会会長あての協議申請書です。2ページから3ページは登録申請書です。3ページの「5. 事務所ごとに配置する自動車の数及びその種類ごとの数」において、前回は、軽自動車の車椅子車が1両、セダン等の自動車が1両の、合計2両となっておりますが、現時点では運転者の要件を備えていないことから、軽自動車の車椅子車が1両のみに変更となっております。また、「6. 運送しようとする旅客の範囲」については、前回は口の要介護者、ハの要支援者、ニのその他肢体不自由等となっておりますが、口とハのみに変更となっております。

4ページから12ページは定款です。13ページから14ページは履歴事項全部証明書です。15ページは役員名簿です。16ページは、「いわゆる欠格事項に該当しない旨を証する書類」として、宣誓書が提出されております。

次に、17ページは「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」ですが、こちらは、この協議会において合意に至りましたら事務局が交付することとなっております。

次に18ページから21ページは、「自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類」として、車両運搬具賃貸借契約書、車検証及び自動車保険証券が添付されております。前回は2台分でしたが、今回は軽自動車の車いす車両の、1台分のみとなっております。

次に、22ページから25ページには、運転者に関する書類が添付されており、運転者数は2人となっております。26ページは運行管理の責任者の就任承諾書となります。

次に、27ページが運行管理の体制等を記載した書類となります。28ページが「旅客その他の者の生命、身体または財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書面」として、宣誓書が提出されております。

次に、29ページから30ページが「旅客の名簿」と「主な身体状況等、態様ごとの会員数」の一覧表となっており、登録予定の人数が前回の13人から10人に変更となっております。31ページから37ページまでは、前回の13人から今回の10人となった方の「身体等状況票の比較」を掲載しております。それでは、31ページより順を追って見ていただきたいと思います。

31ページをご覧ください。

上段の方は、84歳女性、要支援2で、買い物が利用目的となっており、道路状況も通りに入るまで舗装されておらず、認知症があることに加えて腰椎圧迫骨折の既往歴があり、歩行不安定の方になります。

下段の方は、92歳女性で、前回は「要介護度・等級」は「無し」でしたが、認定申請していただき、今回、要介護1の認定が下りております。定期受診が利用目的となっており、脊椎圧迫骨折、腰椎症、骨粗鬆症の既

事務局

往歴があり、腰が深く曲がっていて、歩行不安定の方になります。

32ページをご覧ください。

上段の方は、87歳男性、要支援1で、受診のための通院及び買い物が利用目的となっており、変形性膝関節症があり、歩行不安定の方です。

下段の方は、88歳女性、要支援2の方で、買い物及び定期受診のための通院が利用目的となっており、両変形性膝関節症で、杖歩行の方で歩行不安定の方です。

33ページをご覧ください。

上段の方は、75歳男性、要介護4で、前回の利用目的は「気分転換のための外出」となっておりましたが、「生活意欲向上に向けた外出（公園、買い物等）」と変更されております。車椅子を必要とする方のため、リフト車にて移送となっております。

下段の方は、83歳男性、要支援1で、体調不良時のほか、定期受診などの通院が利用目的となっており、認知症に加え、両変形性膝関節症、頸椎症により歩行不安定の方になります。

34ページをご覧ください。

上段の方は、94歳女性、要支援2で、眼科への通院が利用目的となっており、変形腰椎症、両膝関節症により長い距離を歩くことができず、また、心疾患もあり、歩行困難な方です。

下段の方は、90歳男性、要介護1の方で、前回の利用目的は「気分転換のための公園等への外出」となっておりましたが、「外出による機能訓練（買い物、公園、地域の催し等）」と変更になっております。腰の圧迫骨折の既往歴があり、杖歩行で、歩行不安定の方になります。

35ページをご覧ください。

上段の方は、86歳女性、要支援1で、定期受診や買い物が利用目的となっており、左股関節や右大腿骨頸部骨折の既往歴があり、杖歩行の方で、歩行不安定の方です。

下段の方は、95歳男性、要介護1で、通院が利用目的となっており、認知症があることに加え、車椅子を必要とする方のため、リフト車にて対応となっております。

36ページをご覧ください。

上段の方は、84歳男性、要介護2の方ですが、死亡されたため旅客の名簿から削除されております。

下段の方は、84歳女性、要介護1の方ですが、グループホーム入所のため、グループホームが本来対応すべき輸送と福祉有償で対応できる輸送の境界の判断が困難なため、今回は旅客の名簿から削除されております。

37ページをご覧ください。

87歳男性、要介護2の方ですが、こちらもグループホーム入所ため、先程と同じ理由にて、今回は旅客の名簿から削除されております。

このグループホーム入所についてですが、前回もご説明を差し上げたのですが、グループホームというのは、入所して受けるサービスではありま

事務局

すが、一般の施設サービスと異なり、認知症のある方が共同で生活する居住系サービスの位置付けとなっております。そのため、基本的に必要なサービスはグループホームで対応することにはなるのですが、他の施設サービスと異なり、全部がグループホームの対応かと言われると、中々難しい場合があるため、今回は名簿に入っていました。今回はその境界の判断が困難なためということで、グループホーム入所の方は名簿から外されているということになります。

最後に38ページをご覧ください。上段は、移送予定人数及び移送予定回数、下段は、旅客から収受する対価となっております。

上段の移送予定人数及び移送予定回数についてですが、移送人数の箇所のみ、13名から10名へ変更がっております。

対価につきましては、2km以下300円、2km以上は1kmにつき100円を加算となっており、タクシー運賃の概ね2分の1範囲内にございます。また、運送の対価以外の対価として、待機料金が15分以内無料、それ以降15分毎に200円が設定されております。

ご提出いただいた資料の説明は以上です。

会長

はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆様から何か質問、意見等をお受けしたいと思えます。

いかがでしょうか。

前回と今回を対比した資料がございました。資料の5ページですね。前回の指摘事項と、それを受けて変更する内容が一覧になっております。この資料をご覧になると、どのように変更したのか、指摘事項に対しどのように対応されたのかというのがよくわかるというふうに思います。

皆様方から何か、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

ひとつずつ見ていきましょうか。

前回の指摘事項における1番目、セダン型車両については、2種免許を取得する、あるいは講習を受けると、そういう要件が必要だということですが、今はまだクリアしていないということで、セダン型は削除されているということですね。

それから2番目の旅客の範囲に関してですが、前回の指摘事項を受けて、身体的状況についてよく整理しているというふうに思います。

いかがでしょうか。2番目について、何かご質問等ありませんか。

よろしいですか、2番目について。

<p>会 長</p>	<p>それでは、3番目ですけども、利用目的について、前回、気分転換の為の外出とか、気分転換の為公園等へ外出という理由でございましたけども、福祉の点からというところを強く出してほしいということでしたけども、変更されておりました。今回、生活意欲向上に向けた外出、あるいは、外出による機能訓練という理由であれば、本当に必要なんだなというのが見られると私自身思っておりますけども、皆様方いかがでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>では4番目ですね。福祉タクシーの状況についても、6ページ以降に説明がございました。福祉タクシーの現状、福祉タクシーの利用というのはかなり難しいと。それから、デマンド交通も難しい。エリア間の問題があったりする。中々利用することは難しいというふうに、事務局から説明がありました。4番目について、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
<p>A委員</p>	<p>資料の38ページの、旅客から収受する対価だが、この対価の合計はだいたい幾らくらいになるのか。</p>
<p>申請者</p>	<p>現在、無償で、ボランティアという形で、困っている高齢者の方々を輸送するという形で運営しており、対価はいただけない状況で運営しております。ですので、この協議会でもし協議が調ったとして申請を行った場合というのは、福祉有償運送を使って初めて対価をいただくこととなります。その場合、距離というのは、今は本当に短距離で、家から要所、要所の家なんですけれど輸送しておりますが、福祉有償運送を使った場合はご利用者さんは遠距離を希望されている状況ですので、1回いくらになるというのは想像もつかないところではあります。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。タクシー料金の半額という目安にはなっているということですね。</p> <p>他にご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>よろしいですね。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、ご意見も無いようですので、これより合意について協議いたします。申請者の長崎福祉サテライトの担当者の方は、一時、退室をお願いいたします。</p>

(申請者退室)

会 長

それでは、長崎福祉サテライトさんから提出された登録申請について、ご意見をお伺いしたいと思います。具体的なご意見、こうゆうことで合意する、あるいは合意しない、というふうなご意見をお伺いしたいと思います。先程の5ページの資料ですね。前回協議しました内容とか、今回変更内容としてお示しいただいておりますけども、ここをご覧になっていただくとよろしいかと思えます。

B委員

運転者が、セダンの免許を取ると可能になるということですか？

会 長

今の段階ではセダンが無いという状況で登録申請するということになります。もし、セダンを入れるならば、登録の変更をするということになります。

A委員

タクシー関係ですけども、長崎市タクシー協会会長さんとかがおられますが、見解はどうなんでしょうか。

C委員

過疎地であって、タクシーが利用しにくいということで、これまで認めてきた訳ですよ。前回、ここはちょっと書類の不備もあったり、グループホーム入所者とかがありました、難しいということで、今回こういうところを削除して持ってこられたから、今回は認めないといけないかなというふうに考えております。

会 長

それにつきましても、4番ですね。4番の中で、福祉タクシーが利用されにくい状況というのが示されております。そういう意味で、やむを得ないのではないかというご意見だと思います。いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、長崎福祉サテライトさんの登録申請について合意するという
ことでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし

<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは合意することといたします。</p> <p>それでは、長崎福祉サテライトさんの登録申請については、合意することといたしました。協議の結果を申請者にお伝えしたいと思いますので、ここで、長崎福祉サテライトさんに再度入室をお願いしたいと思います。</p> <p>(申請者入室)</p> <p>今回の長崎福祉サテライトさんの登録申請については、協議の結果、合意することとしましたので、よろしく願いいたします。なお、「運営協議会において協議が調ったことを証する書類」については、後日、事務局より交付されることとなります。</p> <p>それでは、次の議題に移りたいと思いますので、申請者の方は、ご移動をお願いいたします。</p> <p>(申請者、傍聴席に移動)</p>
<p>会 長</p>	<p>次に次第の「(2) 報告」の「ア 自家用有償旅客運送の登録事項の変更について」、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、お手元に配布しております別冊資料②をご覧ください。表紙を1枚めくっていただきますと、提出書類の一覧を掲載しております。</p> <p>運営協議会運営指針により、福祉有償旅客運送者が、法人の住所や代表者の氏名、事務所の名称又は位置などの登録事項の内容を変更した場合は、運営協議会に報告することとなっております。今回の報告は、運送者である「特定非営利活動法人ほほえみながさき」さんの代表者が変更になったことに伴う協議会への報告となっております。</p> <p>2ページをごらんください。運輸支局に提出する登録事項変更届書の写しになります。「4 変更した事項」とありますが、代表者が北川様から梅林様へ変更となっております。5ページから7ページは履歴事項全部証明書です。8ページは宣誓書になります。説明は以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただいまの事務局からの説明について質問、意見等ありませんか。代表者の変更ということですね。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>本日の議題についてはこれで終了いたしますが、事務局から何か説明などはありますか。</p>

事務局	長時間のご協議、お疲れさまでございました。次回の日程については、来月の7月21日（火）を予定しており、運送者2業者の更新申請と、半年に1度の定期報告についてご協議をお願いすることになります。なお、正式な開催案内については、後日、改めて文書にて通知させていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
会 長	事務局から次回の日程等について、説明がありましたが、何か質問はありませんでしょうか。
D委員	開始時間はだいたい、どのくらいでしょうか。
事務局	同じ時間帯の、午後2時からお願いいたします。
会 長	よろしいですか。 それでは本日の協議会は、全て終了したいと思います。 委員の皆様、お疲れ様でした。